

質問に お答えします

「ント」という)をしなければならぬ労働安全衛生法施行令第18条に掲げるもの及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物(以下「リスクアセスメント対象物」)を製造、取扱い、または譲渡、提供する事業場は業種・規模に関係なく事業場ごとに化学物質管理者を選任し、その職務を実施させなければならぬとされています。

選任事由が発生した日から14日以内に選任し、職務をなす権利を与え、氏名を見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知しなければなりません。

新たな化学物質規制

ん。

【化学物質管理者の職務】

化学物質管理者の職務はリスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う事業場においては次のとおりです。

- ① ラベル表示、SDS交付等に関する事
- ② リスクアセスメントの実施に関する事
- ③ ばく露の程度の低減措置、リスクアセスメントの結果に基づき、措置の内容及びその実施に関する事
- ④ リスクアセスメント対象物

を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する事

⑤ リスクアセスメント結果の記録の作成・保存・周知に関する事

⑥ リスクアセスメント対象物の作業の記録の作成・保存・周知に関する事

⑦ ①から④の事項の管理に当たつての労働者に対する必要な教育に関する事

【化学物質管理者選任要件】

化学物質管理者の選任要件については、製造事業場の場合「化学物質管理に関する講習」(実習を含む12時間講習)の修

了者又は同等以上の能力を有すると認められるものとなつています。

製造事業場以外では、業務経験があるなど必要な能力を有すると認められるものとされていますが、適切に業務を行うためには、講習(6時間講習)等を受講することが望ましいとされています。

【保護具着用管理責任者の選任】

「保護具着用管理責任者」については、安衛則第12条の6第

1項により、化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメント結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次の事項を管理させなければならぬとされています。

① 保護具の適正な選択に関する事

② 労働者の保護具の適正な使用に関する事

③ 保護具の保守管理に関する事

そして、選任事由が発生した日から14日以内に選任し、職務をなす権利を与え、氏名を見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知しなければならないことは化学物質管理者と同様です。

【保護具着用管理責任者選任要件】

「保護具着用管理責任者」の選任要件は、保護具に関する知識及び経験を有すると認められるものとしており、具体的には、特定化学物質や有機溶剤などの作業主任者技能講習を修了した者や安全衛生推進者養成講習を修了した者などが、通達に

基づく「保護具の管理に関する教育」(6時間講習)を受講することが望ましいとされています。
※これらの規制は、令和6年4月1日に施行されます。

当協会では会員企業限定で「化学物質管理実務対応総合支援事業」を実施しています。

(1) 化学物質管理セミナー(無料)
(2) 訪問コンサルティング(無料)
↓作業環境確認、問題点抽出、改善策提案他(3時間程度)

(3) 「化学物質管理者研修」
↓令和6年1月23日開催

(4) 企業出張研修(格安)
安全大会内講演等、企業の実態に即した研修内容を提案

(5) 相談対応(無料)
(6) 情報提供(無料)
*「保護具着用管理責任者教育」↓令和5年12月20日・令和6年1月29日・3月4日

総合支援事業の詳細、各研修・講習については、本誌同封案内、下記QRコード、もしくは当協会総合受付(☎052-961-1666)までお問い合わせください。



化学物質管理実務
対応総合支援事業